

設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和 8 年 8 月 14 日受付分)

特定非営利活動法人笑.L A B O

縦覧期間

令和 8 年 8 月 14 日 (金) から
令和 8 年 8 月 28 日 (金) まで

特定非営利活動法人笑.LABO 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人笑.LABO という。読み方はえらぼという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県姫路市庄田180番地5に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、本邦に居住する住民（国籍問わない）に対して、複数のコミュニティ事業を通して、自分らしさを発見できる居場所の提供および社会進出を見据えた学生支援を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6) 環境の保全を図る活動
- (7) 消費者の保護を図る活動
- (8) 経済活動の活性化を図る活動
- (9) 観光の振興を図る活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① コミュニティ運営事業（ごみひろい、バレーボール、多世代間交流カフェ等）
 - ② 学生向けの学習講座やイベント事業
 - ③ 地域活性化に向けたイベント事業
 - ④ その他当法人の目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
 - ① 役務の提供事業
 - ② 各コミュニティに係るオリジナルグッズ等の物販事業

- ③ 代理購入事業（ネットショッピングや買い物代行など）
- 2 その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合には、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てるものとする。

第3章 会員

（会員の種類）

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

（入会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数3分の1以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者

の任期の残存期間とする。

- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名

(8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第48条の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあつてはその数を付記すること。）
- (4) 議長の選任に関する事項
- (5) 審議事項
- (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第49条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち国に譲渡するものとする。

（合併）

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第54条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	瀬木	陽介
副理事長	坂本	大明
副理事長	山平	匡臣
理事	武村	賢弥
同	籠谷	颯人
同	厚海	昇輝
監事	保泉	彩寧
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和9年5月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
① 入会金	2,000円	5,000円
② 年会費	3,000円	6,000円
(2) 賛助会員		
① 入会金	1,000円	3,000円

② 年会費 1,500円 3,500円

(3)ただし、学生は入会金、会費ともに免除する。

役員名簿

特定非営利活動法人笑.LABO

役 名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	せぎ ようすけ		無
	瀬木 陽介		
副理事長	さかもと ひろくに		無
	坂本 大明		
副理事長	やまひら まさおみ		無
	山平 匡臣		
理事	たけむら けんや		無
	武村 賢弥		
理事	こもりや はやと		無
	籠谷 颯人		
理事	あつみ しょうき		無
	厚海 昇輝		
監事	ほいずみ あやね		無
	保泉 彩寧		

設 立 趣 旨 書

1 趣旨

近年、地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中でこどもが育つことが困難になっている。また複雑かつ複合化した喫緊の課題が蓄積され、不登校や自殺者数の増加など、こどもを取り巻く環境の厳しさが増している。価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、居場所への多様なニーズが生まれており、自分らしく居られる居場所の提供をすることで、様々な大人との接点を持つ中で、自分のなりたい大人像を見つけ、未来に希望を抱けるような環境を作っていくことが大切だと考える。また、若青年層だけでなく、大人も共通の課題があると考えている。そこで、当団体は5年間にわたり活動が続けてきた「ごみひろい」活動から幅を広げ、イベントや新たな居場所づくりを行い、参加者が自分にとって一番だと思えるコミュニティを見つけ、自分の居場所を確立するだけでなく、コミュニティを通して日々挑戦し、自己研鑽、さらには自己肯定感の向上につなげることで、こうした社会の課題に解決に貢献することを目指していきたく、活動の幅を広げやすくするため、さらには、当団体は営利を目的とせず、社会課題の解決を目的とした活動を実施するものであることから、特定非営利活動法人として法人化することが最適であると考え、設立に至った。

法人化することによって、組織を発展、確立することができ、将来的に充実した居場所環境の構築につながり、青少年の健全育成や地域活性化事業など、さまざまな事業を展開することができるようになり、地域社会に広く貢献できると考える。

2 申請に至るまでの経過

令和2年9月	まいにちごみひろい	発足
令和3年4月	#ひめじでごみひろい	に名称変更
令和7年4月	特定非営利活動法人	笑.LABO の設立を構想
令和7年7月	発起人会および運営会議開催	
令和8年5月	設立総会開催	

令和8年5月1日

特定非営利活動法人 笑.LABO

設立代表者 瀬木 陽介

令和 8 年度事業計画書

特定非営利活動法人 笑. LABO

1. 基本方針

笑顔に満ち、利用者同士が頼りあえる全世代の居場所づくりの形成

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期 ・回数	実施場所	受益対象 者及び予 定人数	収益見込 (千円)
(1) コミュニティ運営事業	#ひめじでごみひろい	毎週末 1 回	姫路駅周辺	950 人	66
	#ひめじでバレボー	月 2 回	姫路市内	360 人	72
	喋り場 CAFE	毎日 (8 月以降予定)	姫路市西庄	350 人	4,747
(2) 学生向けの学習講座やイベント事業	職業体験型マルシェ	11 月 22 日 (予定)	姫路市内	300 人	30
	講演事業	不定期	全国各地	100 人	30
(3) 地域活性化に向けたイベント事業	職業体験型マルシェ ※ (2) の事業と同じ	11 月 22 日 (予定)	姫路市内	300 人	(30)
(4) 多文化理解促進に向けた民泊事業	民泊事業	月 4 回	姫路市西庄	80 人	1,200
(5) その他 当法人の目的を達成するために必要な事業	定款第 5 条第 1 項第 1 号①～④には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第 3 条及び第 4 条に規定する範囲において、単年度又は試験的に限り実施する。				

3. その他の事業

定款の 事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期 ・回数	実施場所	受益対象 者及び予 定人数	収益見込 (千円)
(1) 役務の提供事業	デザイン作成業務 家電サポート業務	不定期	全国各地	13 人	45
(2) 物販事業	オリジナルグッズ等の販売	不定期	全国各地	5 人	15
(3) 代理購入事業	ネットショップなどの代理購入 買い物代行など	不定期	全国各地	10 人	203

4. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ①通常総会 6月
- ②理事会 年10回

(2) 事務局体制

事務局長：小林 舞音、 事務局スタッフ：三好 美羽、石原 江利子、瀬木 陽介

令和 9 年度事業計画書

特定非営利活動法人 笑.LABO

1. 基本方針

笑顔に満ち、利用者同士が頼りあえる全世代の居場所づくりの形成

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期 ・回数	実施場所	受益対象 者及び予 定人数	収益見込 (千円)
(1) コミュ ニティ運営 事業	#ひめじでごみひろい	毎週末 1 回	姫路駅周辺	950 人	47
	#ひめじでバレーボー	月 2 回	姫路市内	360 人	72
	喋り場 CAFE	毎日	姫路市西庄	380 人	13,104
(2) 学生 向 けの学習講 座やイベン ト事業	職業体験型マルシェ	11 月 22 日 (予定)	姫路市内	300 人	260
	講演事業	不定期	全国各地	100 人	51
(3) 地域活 性化に向け た事業	音楽フェスタ事業	夏	相生市	300 人	100
	職業体験型マルシェ ※ (2) の事業と同じ	11 月 22 日 (予定)	姫路市内	300 人	(260)
(4) 多文化 理解促進に 向けた民泊 事業	民泊事業	月 4 回	姫路市西庄	96 人	1,440
(5) その他 当法人の目 的を達成す るために必 要な事業	定款第 5 条第 1 項第 1 号①～④には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第 3 条及び第 4 条に規定する範囲において、単年度又は試験的に限り実施する。				

3. その他の事業

定款の 事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期 ・回数	実施場所	受益対象 者及び予 定人数	収益見込 (千円)
(1) 役務の 提供事業	デザイン作成業務 家電サポート業務	不定期	全国各地	25 人	132
(2) 物販事 業	オリジナルグッズ等の 販売	不定期	全国各地	15 人	45
(3) 代理購 入事業	ネットショップなどの 代理購入 買い物代行など	不定期	全国各地	20 人	666

4. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ①通常総会 6月
- ②理事会 年10回

(2) 事務局体制

事務局長：小林 舞音、 事務局スタッフ：三好 美羽、石原 江利子、瀬木 陽介

令和8年度活動予算書

成立の日から令和9年 5月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額			備 考
	特定非営利活動 にかかる事業	その他の事業	合計	
I 経常収益				
1. 受取会費				
正会員入会金・年会費	45,000			3,000×9名 2,000×9名
賛助会員入会金・年会費	12,500			1,500×5名 1,000×5名
			57,500	
2. 受取寄付金				
受取寄付金(スポンサー料)	222,000			ひめじでごみひろい寄付金
寄付金	30,000			イベント時寄付金
クラウドファンディング	1,000,000			みんなの喋り場CAFÉ用
			1,252,000	
3. 受取助成金等				
受取地方公共団体助成金	500,000			姫路市提案型協働事業
受取民間助成金①	328,677			セブンイレブン環境市民活動助成
受取民間助成金②	200,000			兵庫県青少年本部
受取民間助成金③	20,000			県民ボランティア事業
			1,048,677	
4. 事業収益				
(特定非営利活動)				
#ひめじでごみひろい	66,000			活動にかかる収益
#ひめじでばれぼー	72,000			
みんなの喋り場CAFÉ	4,747,000			
職業体験型マルシェ	30,000			
講演事業	30,000			
団体運営の助言業務	60,000			
民泊業務	1,200,000			
			6,205,000	宿泊費15,000円×80人
(その他の事業)				
役務の提供事業		45,000		
物販事業		15,000		
代理購入事業		203,000		
			263,000	
5. その他収益				
受取利息	100			
雑収益	2,000			

			2,100	借用費
経常収益計			8,828,277	
II 経常費用				
1. 事業費				
(1)人件費				滞在者用
給与手当	324,000			1,200/日×1人×30日×9か月
法定福利費	0			
人件費計	324,000			
(2)その他経費				
講師謝金	0			
旅費交通費	120,000			
消耗品費	867,000			衛生用品、文房具など
サービス利用料	40,800			サブスク利用料
印刷費	70,000			レイヤー作成費
広告費	100,000			SNS広告
通信費	66,000			光回線利用料(事務所、事業所)
食糧費	720,000			喋り場CAFÉ利用者用
保険料	52,500			ボランティア保険 150名分
会場費	336,000			職業体験、バレボー

会議費	0				
備品購入費	500,000				家具、エアコン購入
借用費(家賃)	600,000				喋り場CAFÉ店舗 50,000円/月
その他経費計	3,472,300				
事業費計					
2. 管理費					
(1) 人件費					スタッフ用
給与手当	1,386,072				1,116 × 6h × 23日 × 9か月
法定福利費	217,944				
人件費計	1,604,016				
(2) その他経費					文房具・用紙
消耗品費	3,000				カメラ、家具購入費
備品購入費	43,000				名刺作成
印刷費	5,000				スマホ利用料、郵送料
通信費	40,000				
旅費交通費	25,000				
光熱水費	792,000				
保険料	100,000				賠償および火災
会議費	0				
クリーニング利用料	84,000				
自動車リース料	120,000				
事務所(家賃)	120,000				事務所利用料 1万 × 12
リフォーム代	2,000,000				駐車場および建物内
租税公課	0				
その他経費計	3,332,000				
管理費計					
経常費用計				8,732,316	
当期経常増減額	△ 167,039	263,000		95,961	
経理区分振替額	263,000	△ 263,000		0	
当期正味財産増減額	95,961	0		95,961	
設立時正味財産額	0	0		0	
次期繰越正味財産額	95,961	0		95,961	

令和9年度活動予算書

令和9年6月1日から令和10年 5月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額			備 考
	特定非営利活動 にかかる事業	その他の事業	合計	
I 経常収益				
1. 受取会費 正会員入会金・年会費 賛助会員入会金・年会費	42,000 15,000		57,000	3,000×12名 2,000×3名 1,500×8名 1,000×3名
2. 受取寄付金 受取寄付金(スポンサー料) 寄付金 クラウドファンディング	342,000 50,000 100,000		492,000	ひめじでごみひろい寄付金 イベント時寄付金 職業体験事業
3. 受取助成金等 受取地方公共団体助成金 受取民間助成金① 受取民間助成金② 受取民間助成金③ 受取民間助成金④	500,000 300,000 200,000 250,000 1,000,000		2,250,000	姫路市提案型協働事業 セブンイレブン環境市民活動助成 兵庫県青少年本部 県民ボランティア事業 日本財団 福祉事業
4. 事業収益 (特定非営利活動) #ひめじでごみひろい #ひめじでばれぼー みんなの喋り場CAFÉ 音楽フェスタ事業 職業体験型マルシェ 講演事業 団体運営の助言業務 民泊業務 (その他の事業) 役務の提供事業 物販事業 代理購入事業	47,000 72,000 13,104,000 100,000 260,000 51,000 60,000 1,440,000		15,134,000	活動にかかる収益 宿泊費15,000円×96人
5. その他収益 受取利息 雑収益	100 2,000 ****	132,000 45,000 666,000	2,100	借用費
経常収益計			18,778,100	
II 経常費用				
1. 事業費 (1)人件費 給与手当 法定福利費 人件費計 (2)その他経費 講師謝金 旅費交通費 消耗品費 サービス利用料 印刷費 広告費 通信費 食糧費	864,000 0 864,000 0 120,000 867,000 40,800 70,000 100,000 66,000 720,000			滞在者用 1,200/日×2人×30日×12か月 衛生用品、文房具など サブスク利用料 レイヤー作成費 SNS広告 光回線利用料(事務所、事業所) 喋り場CAFÉ利用者用

	保険料	52,500			ボランティア保険 150名分
	会場費	336,000			職業体験、バレボー
	会議費	0			
	備品購入費	0			家具、エアコン購入
	借用費(家賃)	600,000			喋り場CAFÉ店舗 50,000円/月
	その他経費計	2,972,300			
	事業費計				
2.	管理費				スタッフ用
	(1)人件費				1,116 × 9h × 23日 × 12か月 × 1名 ÷ その時間の半分の方2名
	給与手当	3,696,192			
	法定福利費	581,184			
	人件費計	4,277,376			
	(2)その他経費				文房具・用紙
	消耗品費	3,000			
	備品購入費	20,000			名刺作成
	印刷費	5,000			スマホ利用料、郵送料
	通信費	40,000			
	旅費交通費	25,000			
	光熱水費	792,000			
	保険料	100,000			賠償および火災
	会議費	0			
	クリーニング利用料	84,000			
	自動車リース料	120,000			
	事務所(家賃)	120,000			事務所利用料 1万 × 12
	リフォーム代	0			
	租税公課	0			
	その他経費計	1,309,000			
	管理費計				
	経常費用計			9,422,676	
	当期経常増減額	8,512,424	843,000	9,355,424	
	経理区分振替額	843,000	△ 843,000	0	
	当期正味財産増減額	9,355,424	0	9,355,424	
	前期繰越正味財産額	95,961	0	95,961	
	次期繰越正味財産額	9,451,385	0	9,451,385	